

朝霞市条例第 15 号

朝霞市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年朝霞市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

法第 9 条第 2 項に基づく条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務
- (2) 別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務
- (3) 市長が行う特定個人番号利用事務
- (4) 市長が第 4 項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務

第 4 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 市長は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、住民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第 1 に次のように加える。

8 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 中「又は」を「、」に改め、「措置に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を、「入所に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を、「障害者自立支援給付関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 12 月 15 日から施行する。